

# 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ジチイカダイガク 学校法人 自治医科大学								
フリガナ大学の名称	ジチイカダイガク 自治医科大学 (Jichi Medical University)								
大学本部の位置	栃木県下野市薬師寺3, 311番地1								
大学の目的	へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	へき地を含む地域での医師の確保が極めて困難な状況になっていることに鑑み、地域医療の第一線の現場で活躍し得る総合医をより多く養成し、医師確保に苦慮する都道府県のニーズに対応することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	医学部 医学科 (School of Medicine Division of Medicine)	6	123 (100)	-	623 (600)	学士(医学) (Bachelor of Medicine)	令和4年4月 第1年次	栃木県下野市薬師寺 3311番地1	
	看護学部 看護学科 (School of Nursing Division of Nursing)	4	105	-	420	学士(看護学)  (Bachelor of Science in Nursing)	平成14年4月	栃木県下野市薬師寺 3311番159	
	計		228 (205)		1,043 (1,020)				
	同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	—	講義	演習	実験・実習	計	— 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
	新設	医学部医学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等
		看護学部看護学科	50人 (50)	37人 (37)	53人 (53)	126人 (126)	266人 (266)	— (—)	258人 (258)
		計	13 (13)	8 (8)	12 (12)	14 (14)	47 (47)	— (—)	69 (69)
	既設	なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		合計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		118人 118		37人 37		155人 155		
	技術職員		68 (68)		15 (15)		83 (83)		
	図書館専門職員		11 (11)		1 (1)		12 (12)		
	その他の職員		7 (7)		0 (0)		7 (7)		
計		204 (204)		53 (53)		257 (257)			

医学部医学科の今回の23名の入学定員の増員は、令和4年度のみ臨時増員である。また、医学部医学科の令和3年度における収容定員は738人である。

	入学定員	編入学定員	収容定員
令和3年度	123	0	738
令和4年度	123	0	738
令和5年度	100	0	715
令和6年度	100	0	692
令和7年度	100	0	669
令和8年度	100	0	646
令和9年度	100	0	623
令和10年度	100	0	600

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計						
	校舎敷地	239,767.61㎡	0㎡	0㎡	239,767.61㎡						
	運動場用地	63,112.52㎡	0㎡	0㎡	63,112.52㎡						
	小 計	302,880.13㎡	0㎡	0㎡	302,880.13㎡						
	そ の 他	202,739.91㎡	0㎡	0㎡	202,739.91㎡						
	合 計	505,620.04㎡	0㎡	0㎡	505,620.04㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計						
		84,974.36㎡ (84,974.36㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	84,974.36㎡ (84,974.36㎡)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体					
	22室	45室	8室	2室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)						
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数							
		大学全体		504 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点				
	大学全体	250,334 [115,796] (235,934 [114,596])	3,323 [1,608] (3,323 [1,608])	11,030 [9,509] (11,030 [9,509])	1,664 (1,664)	29,461 (29,461)	- (-)				
	計	250,334 [115,796] (235,934 [114,596])	3,323 [1,608] (3,323 [1,608])	11,030 [9,509] (11,030 [9,509])	1,644 (1,664)	29,461 (29,461)	- (-)				
図 書 館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
		3,678.72㎡		227		295,000					
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
		6,194.32㎡		プ ール 棟 449.16 ㎡							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当り研究費等	/	(医学部)	1,582千円	1,582千円	1,582千円	1,582千円	1,582千円	1,582千円	
				(看護学部)	教授 804千円	804千円	804千円	804千円	—	—	
				准教授 593千円	593千円	593千円	593千円	—	—		
				講師 472千円	472千円	472千円	472千円	—	—		
		助教 462千円	462千円	462千円	462千円	—	—				
		共同研究費等	/	(医学部)	89,000千円	89,000千円	89,000千円	89,000千円	89,000千円	89,000千円	
				(看護学部)	3,500千円	3,500千円	3,500千円	3,500千円	—	—	
		図書購入費	/	(医学部)	204,000千円	203,000千円	203,000千円	203,000千円	203,000千円	203,000千円	図書費には電子 ジャーナル・ データベースの 整備費(運用コ スト)含む
				(看護学部)	4,900千円	4,876千円	4,876千円	4,876千円	—	—	
設備購入費	/	(医学部)	187,000千円	129,000千円	129,000千円	129,000千円	129,000千円	129,000千円			
		(看護学部)	9,500千円	8,224千円	8,224千円	8,224千円	—	—			
学 生 1 人 当 り 納 付 金	/	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
		(医学部)	4,600千円	3,600千円	3,600千円	3,600千円	3,600千円	3,600千円			
		(看護学部)	1,850千円	1,350千円	1,350千円	1,350千円	1,350千円	1,350千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立医科大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入 等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称										
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地		
	医学部医学科	6年	123人	-	738人	学士(医学)	1.00倍	昭和 47年度	栃木県下野市薬師寺 3311番地1		
看護学部看護学科	4年	105人	-	420人	学士(看護学)	1.00倍	平成 14年度	栃木県下野市薬師寺 3311番地159			

附属施設の概要	<p>名称 自治医科大学附属病院          目的 地域医療確保の先駆的な役割を担うとともに本学の教育理念を実践に移す場          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 昭和49年1月          規模等 病床数1,132床 標榜診療科数30科 面積146,779.58㎡</p>	
	<p>名称 自治医科大学附属さいたま医療センター          目的 地域医療への貢献とへき地等の医療に従事する医師の育成と生涯教育          所在地 埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-847          設置年月 平成元年12月          規模等 病床数628床 標榜診療科数20科 面積75,335.17㎡</p>	
	<p>名称 地域医療学センター          目的 地域医療の向上、発展に必要な教育、研究、診療の実現          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成16年4月          規模等 面積1,193.27㎡</p>	
	<p>名称 分子病態治療研究センター          目的 先端医科学の研究開発を実施する組織          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 昭和49年3月          規模等 面積2,944.33㎡</p>	
	<p>名称 R I センター          目的 放射線共同利用          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成10年4月          規模等 面積782.20㎡</p>	
	<p>名称 実験医学センター          目的 実験動物の飼育・管理、実験動物の中央管理化          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 昭和49年4月          規模等 面積5,078.94㎡</p>	
	<p>名称 メディカルシミュレーションセンター          目的 医療の質と安全及び生産性を向上させる          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成20年4月          規模等 面積980.12㎡</p>	
	<p>名称 先端医療技術開発センター          目的 実験用ミニブタを用いた先進的大型実験動物施設          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成21年4月          規模等 面積1,206.3㎡</p>	
	<p>名称 臨床研究支援センター          目的 治験・臨床研究を戦略的に推進する          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成25年4月          規模等 面積336.50㎡</p>	
	<p>名称 地域臨床教育センター          目的 自治医科大学及び大学拠点病院における卒前・卒後教育、研究の充実と発展を図る          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成27年8月          規模等 面積55.00㎡</p>	
	<p>名称 データサイエンスセンター          目的 大規模医療・生物学データの管理、それらのデータを用いた研究を実施する組織          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成29年4月          規模等 面積150.20㎡</p>	
	<p>名称 オープンイノベーションセンター          目的 外部組織と大型共同研究を推進し知的財産の創出及び社会実装の促進を図る          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成30年7月          規模等 面積207.60㎡</p>	
	<p>名称 遺伝子治療研究センター          目的 遺伝子治療における基礎から臨床応用に至る橋渡し研究の加速化を図る          所在地 栃木県下野市薬師寺3, 311番地1          設置年月 平成30年10月          規模等 面積0㎡</p>	

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人自治医科大学 設置許可等に関わる組織の移行表

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
自治医科大学				自治医科大学				
医学部				医学部				
医学科	123	—	738	医学科	123	—	738	定員変更 (23)
計			738	計	123		738	

※令和3年度で終了となる入学定員増の再申請（令和4年度のための臨時定員増）



<b>改正</b>	昭和 47 年 12 月 1 日	昭和 49 年 4 月 1 日	昭和 49 年 12 月 23 日
	昭和 50 年 4 月 1 日	昭和 52 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 10 月 1 日	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 54 年 10 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日	昭和 56 年 10 月 1 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日	昭和 59 年 9 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	昭和 61 年 2 月 6 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日	平成元年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 2 年 8 月 28 日	平成 3 年 4 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 4 年 6 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日	平成 7 年 5 月 30 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年規則第 2 号	平成 10 年規則第 1 号
	平成 10 年規則第 7 号	平成 11 年 4 月 1 日	平成 11 年規則第 6 号
	平成 12 年規則第 1 号	平成 12 年規則第 5 号	平成 12 年規則第 7 号
	平成 12 年規則第 8 号	平成 13 年規則第 6 号	平成 13 年規則第 8 号
	平成 14 年規則第 7 号	平成 15 年規則第 1 号	平成 15 年規則第 2 号
	平成 15 年規則第 7 号	平成 17 年規則第 2 号	平成 18 年規則第 1 号
	平成 18 年規則第 8 号	平成 19 年規則第 6 号	平成 19 年規則第 9 号
	平成 20 年規則第 1 号	平成 21 年規則第 5 号	平成 22 年規則第 2 号
	平成 23 年規則第 2 号	平成 24 年規則第 2 号	平成 25 年規則第 1 号
	平成 26 年規則第 2 号	平成 27 年規則第 1 号	平成 27 年規則第 6 号
	平成 27 年規則第 8 号	平成 29 年規則第 1 号	平成 30 年規則第 1 号
	平成 30 年規則第 10 号	令和 2 年規則第 1 号	令和 2 年規則第 8 号
	令和 3 年規則第 1 号	--年--月--日規則第--号	

## 第 1 章 総則

### (目的及び使命)

第 1 条 自治医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学及び看護学の教育及び研究を行い、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成するとともに、高度な医療と地域の看護に従事できる看護職者を養成することを目的とし、あわせて医学及び看護学の進歩を図り人類の福祉に貢献することを使命とする。

### (自己点検・評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の認定及び実施体制については、別に定める。

### (学部及び学科の組織及び目的)

第 3 条 本学に、医学部医学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科は、医の倫理に徹し、高度な医学知識と臨床的能力を備え、かつ、医療に恵まれない地域の医療に進んで挺身する気概ある医師を養成することを目的とする。
- 3 看護学部看護学科は、高い資質と倫理観を持ち、高度な医療並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職者を養成することを目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

#### 第2章 授業科目並びに学科目及び講座

(授業科目)

第5条 本学の授業科目は、医学科にあつては別表第1、看護学科にあつては別表第2のとおりとする。ただし、必要があるときは、分科を置くことができる。

(学科目及び講座)

第6条 本学に置かれる学科目及び講座は、別に定める。

#### 第3章 収容定員

(収容定員)

第7条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100人	600人
看護学部	看護学科	105人	420人
計		205人	1,020人

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、平成20年度は110人、平成21年度から平成23年度までは113人、平成24年度から令和4年度までは123人とし、医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

平成20年度	610人	平成30年度	738人
平成21年度	623人	平成31年度	738人
平成22年度	636人	令和2年度	738人
平成23年度	649人	令和3年度	738人
平成24年度	672人	令和4年度	738人
平成25年度	695人	令和5年度	715人
平成26年度	708人	令和6年度	692人
平成27年度	718人	令和7年度	669人
平成28年度	728人	令和8年度	646人
平成29年度	738人	令和9年度	623人

#### 第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(学年及び学期)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学期は、学年を分けて、次のとおりとする。

(1) 医学部

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から11月30日まで

第3学期 12月1日から3月31日まで

(2) 看護学部

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 春季休業 4月29日から5月5日まで

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(5) 学年末休業 3月21日から4月11日まで

2 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業は、教育上必要があるときは、学長は、これを変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第5章 教育課程、履修方法、在学期間等

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第11条の2 教育課程は、医学科にあつては別表第1、看護学科にあつては別表第2のとおりとする。

2 教育課程の授業科目の履修方法については、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法等)

第13条 各授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、医学科にあつては15時間、看護学科にあつては30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、医学科にあつては30時間、看護学科にあつては45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科にあつては教育上必要があると認めるときは、講義及び演習については、15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 授業科目の単位数については、別表第1及び第2に定める単位数によるものとする。

(授業科目修了の認定及び単位の授与)

第14条 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査によりこれを行う。

2 前項に関する取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 14 条の 2 新たに本学の第 1 年次に入学した者が入学前に、他大学において履修した授業科目について修得した単位は、教育上有益と認める場合は、本学において履修したものとして認定することができる。

2 前項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、60 単位を超えない範囲とする。

3 入学前の既修得単位の取扱いは、別に定める。

(成績の評価)

第 15 条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の 4 種とする。

2 前項の評価基準並びに前条の試験及び審査方法は、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(在学期間)

第 16 条 医学科における在学期間は、第 3 学年修了まで通算して 5 年以内、第 6 学年修了まで通算して 9 年以内とする。ただし、第 1 学年及び第 2 学年の在学期間は、それぞれ 2 年を超えることができない。

2 看護学科における在学期間は、8 年以内とする。

3 第 23 条の規定による再入学又は転入学者の入学前における当該大学の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。

第 6 章 入学、進級、退学、休学、除籍等

(入学等)

第 17 条 入学及び進級の時期は、毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 18 条 本学に入学を許可される者は、次の各号の一に該当する者で、本学が行う入学検定に合格し、かつ、所定の手続きを経たものでなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(進級)

第 19 条 進級の取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

(退学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、事由を詳記した退学願を提出し、かつ、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 21 条 病気その他やむを得ない事由により 3 箇月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を提出のうえ、学長の許可を受け、その学年の終わりまで休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限り延長を許可することができる。

2 休学期間は、通算して 3 年をこえることはできない。

3 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて、復学することができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 22 条 削除

(再入学及び転入学)

第 23 条 次の各号の一に該当する者があるときは、学生の欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、学長は、選考のうえ相当の学年に入学を許可することができる。

(1) 第 20 条の規定により退学した者又は第 24 条第 2 号及び第 3 号の規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願い出たもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の医学部医学科に転入学を願い出たもの

(3) 他の大学の看護学部看護学科その他これに相当する学部学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の看護学部看護学科に転入学を願い出たもの

(除籍)

第 24 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 第 16 条に定める在学期間をこえた者

(2) 第 21 条第 1 項又は第 2 項に定める休学期間をこえてなお修学できない者

(3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(4) 看護学科にあっては、第 26 条に定める授業料、実験実習費及び施設設備費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) 死亡した者

第 7 章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第 25 条 学長は、次の各号のすべてに該当する者に対し、教授会の意見を聴いて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(1) 第 8 条に規定する修業年限以上在学した者

(2) 第 11 条の 2 第 1 項に規定する教育課程を履修した者

(3) 医学科にあっては、PCC-OSCE、卒業試験及び総合判定試験に合格した者

2 前項の規定により卒業した者に対し、医学科においては学士(医学)、看護学科にあっては学士(看護学)の学位を授与するものとする。

3 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

4 医学科における卒業試験、総合判定試験その他卒業の取扱いについては、医学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

第 8 章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料、入学料、授業料等)

第 26 条 本学の入学検定料、入学料並びに授業料、実験実習費及び施設整備費(以下「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。

区分	医学部	看護学部
入学検定料	20,000 円	30,000 円
入学料	1,000,000 円	500,000 円
授業料	年額 1,800,000 円	年額 850,000 円
実験実習費	年額 500,000 円	年額 300,000 円
施設設備費	年額 1,300,000 円	年額 200,000 円

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）に基づき、授業料等減免対象者として本学が認定した学生に対して、前項に規定する入学料及び授業料の減免を行うものとする。

（入学検定料の納入）

第 27 条 入学検定料は、入学志願書提出の際に、納入するものとする。

2 前項の規定により納入した入学検定料は、返還しない。

（入学料、授業料等の納入）

第 28 条 医学科における入学料、授業料等は、自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和 47 年 4 月 1 日制定）の定めるところにより納入するものとする。

2 看護学科における入学料は、入学手続の際納入するものとする。

3 看護学科における授業料等は、年額の 2 分の 1 に相当する額を、毎年 4 月及び 10 月のそれぞれの月の末日までに納入しなければならない。

4 第 2 項の規定により納入した入学料は、返還しない。

第 29 条 削除

（休学の場合における授業料等）

第 30 条 第 21 条に規定する休学の許可を受けた者については、月割計算により、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料等を免除するものとする。

（看護学科における復学した場合の授業料等）

第 31 条 看護学科において、学年の中途に復学した者の授業料等は、月割計算により、復学した日の属する月から次の納入期の前月までの授業料等に相当する額を、復学した月の末日までに納入しなければならない。

（看護学科における退学等の場合の授業料等）

第 32 条 看護学科において、学年の途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、月割計算により、退学し、又は除籍された月までの授業料等に相当する額を徴収する。

2 第 34 条第 2 項に規定する停学の期間中に係る授業料は、徴収する。

## 第 9 章 表彰及び懲戒

（表彰）

第 33 条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

（懲戒）

第 34 条 学長は、学生が学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いて、その学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び譴責とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第 10 章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 35 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 36 条 本学所定の授業科目中、1 科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、聴講生としての入学を許可することがある。

2 前項の授業科目には、実験、実習及び実技は含まれない。

3 前 2 項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 37 条 本学所定の授業科目中、1 科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生としての入学を許可することがある。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 38 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第 11 章 公開講座

(公開講座)

第 39 条 本学は、公開講座を開催することがある。

2 公開講座の開催に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 12 章 職員の組織

(職員の組織)

第 40 条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項のほか、本学に副学長その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務については、別に定める。

#### 第 13 章 教授会等

(教授会)

第 41 条 本学の医学部及び看護学部に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学部長及び教授をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、医学部においては准教授を、看護学部においては准教授及び講師を加えることができる。

3 教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学科課程、授業及び試験に関する事項

- (3) 学生の入学、退学、休学及び卒業に関する事項
  - (4) 学位の授与に関する事項
  - (5) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
  - (6) 教授、准教授の人選に関する事項
- 4 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会の運営に関する規程は、別に定める。  
（学長補佐会議）

第 41 条の 2 本学に、学長の諮問組織として学長補佐会議を置く。

- 2 学長補佐会議に関する規程は、別に定める。

#### 第 14 章 教育研究施設

（教育研究施設）

第 42 条 本学に、次の教育研究施設を置く。

- (1) 附属病院
- (2) 附属さいたま医療センター
- (3) 地域医療学センター
- (4) 分子病態治療研究センター
- (5) 情報センター
- (6) 図書館
- (7) RI センター
- (8) 実験医学センター
- (9) メディカルシミュレーションセンター
- (10) 先端医療技術開発センター
- (11) 臨床研究支援センター
- (12) 地域臨床教育センター
- (13) データサイエンスセンター

#### 第 15 章 学生寮

（学生寮）

第 43 条 本学に、学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

#### 第 16 章 補則

（細則への委任）

第 44 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための必要な細則は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 47 年 12 月 1 日)

この規則は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 49 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 12 月 23 日)

この規則は、昭和 50 年度の入学試験に係るものから適用する。

附 則(昭和 50 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条第 1 項の改正規定は、昭和 53 年度に入学した者から適用する。

附 則(昭和 53 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条の改正規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以降受入れ又は研究期間を更新した者に適用する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則第 20 条第 2 項の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日以後の休学から適用する。

附 則(昭和 56 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行し、昭和 57 年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 1 日)

この規則は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行し、昭和 60 年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 4 条第 1 項第 1 号、別表第 1 及び別表第 3(心理学の時間及び単位に係る部分に限る。)の規定は、昭和 60 年度の入学者から適用し、昭和 59 年度までの入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第 10 条第 2 項及び別表第 3(人間生物学の時間及び科目数に係る部分に限る。)の規定は、昭和 59 年度の入学者から適用し、昭和 58 年度までの入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第 24 条第 2 号から第 5 号までの規定は、昭和 61 年度の入学者から適用し、昭和 60 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 2 月 6 日)

- 1 この規則は、昭和 61 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則第 4 条第 1 項第 1 号、第 18 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 3 の規定は、昭和 61 年度の入学者から適用し、昭和 60 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 1 日)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 8 月 28 日)

この規則は、栃木県知事の認可の日(平成 2 年 8 月 28 日)から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度において第 6 学年になる者に対する改正後の別表第 3 の 2 の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 23 条第 2 項の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

- 3 改正前の自治医科大学学則第 23 条第 2 項の規定による医学士の称号は、改正後の規則第 23 条第 2 項の規定による学士(医学)の学位とみなす。

附 則(平成 4 年 6 月 1 日)

この規則は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 3 月 31 日に在学する者及び第 21 条の規定により平成 5 年 4 月 1 日以降に 2 学年以上の相当する学年に入学を許可された者については、改正後の自治医科大学学則の規定(第 9 条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 5 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 7 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 1 号の規定は、平成 8 年度の入学者選抜試験から適用し、改正後の第 24 条第 2 号から第 5 号までの規定は、平成 8 年度の入学者から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に自治医科大学に在学する者については、この規則による改正後の自治医科大学学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の 4 総合医療中総合医療 II 及び総合医療 III に係る規定は、平成 7 年度の入学者から適用し、平成 6 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年規則第 2 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条第 2 項及び別表第 3 の 7 の規定は、施行日において第 6 学年の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の 1 総合教育に係る規定は、平成 11 年度の入学者から適用し、平成 11 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する

附 則(平成 11 年規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

- 改正後の第 24 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、平成 12 年度の入学者から適用し、平成 11 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年規則第 1 号)

- この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 3 の 2 医科学入門、3 基礎医学入門並びに 4 総合医療の総合医療 I 及び総合医療 II の規定は、平成 12 年度の入学者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第 3 の 4 総合医療の総合医療 IV、5 基礎臨床系統講義、7 臨床医学 I、8 臨床医学 II 及び 9 社会医学の規定は、施行日に新たに第 3 学年に進級した者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日に第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年規則第 5 号)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行すること。

附 則(平成 12 年規則第 7 号)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 8 号)

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 6 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 8 号)

- この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 14 年度から平成 16 年度までの各年度における看護学部看護学科の第 3 学年編入学定員及び収容定員は、この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 7 条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

年度	第 3 学年編入学定員	収容定員
平成 14 年度	0 人	100 人
平成 15 年度	0 人	200 人
平成 16 年度	10 人	310 人

- この学則の施行日前に医学部医学科に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年規則第 7 号)

- この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の 1 総合教育、3 基礎医学及び 11 卒業に必要な単位数の規定は、平成 15 年度の入学者から適用し、平成 15 年度 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 16 条第 1 項、第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号、第 25 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項の規定並びに別表第 1 の規定は、平成 16 年度の入学生から適用し、平成 16 年 3 月 31 日在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に在学する者で施行日以後新たに第 3 学年に進級する者については、改正前の別表第 1 の 5 基礎臨床系統講義の授業科目の腫瘍を除き、必修 18 科目、合計 40.9 単位として適用し、かつ、改正後の別表第 1 の 7 臨床医学 I 及び 9 社会医学 II に係る規定を適用する。

附 則(平成 17 年規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 1 総合教育に係る規定は、平成 17 年度の入学者から適用し、平成 17 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 5 基礎臨床系統講義及び 11 卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日以後第 3 学年に進級する者から適用し、平成 18 年 3 月 31 日現在第 3 学年から第 6 学年までに在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、施行日以降に入学する者から適用し、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 3 基礎医学の動物性機能生理学、植物性機能生理学及び細菌学の規定は、平成 21 年度の入学者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 の 6 社会医学 I の規定は、平成 21 年度の入学者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に第 1 学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第 1 の 3 基礎医学の臨床解剖学、5 基礎臨床系統講義及び 11 卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日に新たに第 3 学年に進級した者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第 1 の 7 臨床医学 I 及び 9 社会医学 II の規定は、施行日に新たに第 3 学年及び第 4 学年に進級した者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に第 4 学年及び第 5 学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に在学する看護学部編入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成 23 年規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 (第 5 条、第 11 条関係)に係る規定は、平成 24 年度の看護学部入学者から適用し、平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 1 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2（第 5 条、第 11 条関係）に係る規定は、平成 29 年度の看護学部入学者から適用し、平成 29 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 8 号)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 1 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(---年---月---日規則第---号)

この〇〇は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 5 条、第 11 条の 2 関係)

1 総合教育選択 10 科目以上

授業科目		単位	対象学年	備考
人文社会系	哲学 歴史 文学 心理学 医学古典語 法学 社会学 経済学	10.0 単位以上	1 学年	選択必修
自然系	数学 物理学 化学 生物学 情報学 保健体育 医療安全学 薬理学			
外国語系	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語			

2 総合教育必修 13 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
心理学概論	1.0 単位	1 学年	必修
生命科学 1	7.15 単位	1 学年	
生命科学 2	2.05 単位	1 学年	
総合体育演習	1.0 単位	1 学年	
総合英語演習	3.2 単位	1 学年	
哲学概論	0.8 単位	1 学年	
地域福祉と社会学	1.0 単位	1 学年	
対人援助の知識と実践	1.0 単位	2 学年	
臨床英語	0.5 単位	2 学年	
医学医療情報学 (医療統計学) (医学医療情報学実習)	2.05 単位 (1.3 単位) (0.75 単位)	1 学年	
倫理学概論	0.8 単位	1 学年	
医科教養	5.3 単位	1 学年	
計	25.85 単位		

3 基礎医学 必修 18 科目 選択 1 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
解剖学	5.1 単位	1 学年	必修
組織学 (総論)	1.8 単位	1 学年	
組織学 (各論)	2.85 単位	2 学年	
神経解剖学	1.8 単位	2 学年	
人類遺伝学	1.15 単位	1 学年	
生化学	4.1 単位	1 学年	
病態生化学	2.0 単位	2 学年	
動物性機能生理学	3.6 単位	2 学年	
植物性機能生理学	4.75 単位	2 学年	
薬理学	3.7 単位	2 学年	
免疫学	1.2 単位	2 学年	
ウイルス学	2.65 単位	2 学年	
細菌学	2.95 単位	2 学年	
医動物学	2.65 単位	2 学年	
病理学総論	2.4 単位	2 学年	
病理学実習	1.8 単位	3 学年	
発生学	0.8 単位	1 学年	
分子医学入門	0.9 単位	2 学年	
計	46.2 単位		
臨床解剖学	0.75 単位	6 学年	選択

4 地域医療学 必修 7 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
早期体験実習	0.65 単位	1 学年	必修
地域医療学総論	1.0 単位	1 学年	

地域医療学各論 1	1.0 単位	2 学年	
地域福祉実習	1.1 単位	2 学年	
地域医療学各論 2	1.9 単位	3 学年	
地域医療学各論 3	1.0 単位	5 学年	
地域医療学各論 4	1.4 単位	6 学年	
計	8.05 単位		

5 基礎臨床系統講義 必修 19 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
循環	3.0 単位	2 学年	必修
腎臓	1.5 単位	2 学年	
消化	3.9 単位	2 学年	
呼吸	2.5 単位	2 学年	
血液	2.5 単位	2 学年	
神経	3.5 単位	3 学年	
内分泌代謝	2.5 単位	3 学年	
アレルギー・リウマチ	1.5 単位	3 学年	
皮膚	1.5 単位	3 学年	
精神医学	2.6 単位	3 学年	
成長発達	3.4 単位	3 学年	
外科	1.0 単位	3 学年	
運動	1.7 単位	3 学年	
生殖	3.0 単位	3 学年	
泌尿器	1.5 単位	3 学年	
耳鼻咽喉	1.7 単位	3 学年	
眼	1.7 単位	3 学年	
麻酔	1.0 単位	3 学年	
感染	2.3 単位	3 学年	
計	42.3 単位		

6 社会医学 必修 5 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
環境医学	2.5 単位	3 学年	必修
環境医学実習	1.5 単位	3 学年	
疫学	2.55 単位	3 学年	
公衆衛生学	3.45 単位	5 学年	
法医学・医事法	2.1 単位	3 学年	
計	12.1 単位		

7 臨床医学 I 診断学実習 1 必修 1 科目

診断学実習 2 必修 1 科目

診断学実習 3 必修 1 科目

臨床講義 必修 1 科目

総合診断学 1 必修 1 科目

総合診断学 2 必修 3 科目

臨床実習 必修 30 科目 選択必修 4 科目

授業科目	必修	選択必修
------	----	------

	単位	対象学年	単位	対象学年
診断学実習 1	2.0 単位	3 学年		
診断学実習 2	1.75 単位	4 学年		
診断学実習 3	1.25 単位	4 学年		
臨床講義	5.0 単位	4～5 学年		
総合診断学 1	0.5 単位	2 学年		
総合診断学 2 (チュートリアル) (症候学) (臨床推論)	6.0 単位 (3.7 単位) (1.3 単位) (1.0 単位)	3 学年		
臨床実習				
循環器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
腎臓内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
消化器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
呼吸器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
神経内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
血液科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
内分泌代謝科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
アレルギー・リウマチ科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
皮膚科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
放射線科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
精神科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
小児科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
心臓血管外科又は呼吸器外科	2.4 単位	4～5 学年		
消化器一般移植外科	3.6 単位	4～5 学年		
脳神経外科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
小児外科又は形成外科・歯科口腔外科 (各科 0.6 単位)	1.2 単位	4～5 学年		
整形外科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年

産科婦人科	3.6 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
泌尿器科	2.4 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
耳鼻咽喉科	2.4 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
眼科	1.2 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
臨床検査	2.4 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
地域医療Ⅰ	3.6 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
救急	2.4 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
総合医学	4.8 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
感染症科	1.2 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
麻酔科	1.2 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
集中治療	0.95 単位	4～5 学 年	5.0 単 位	5～6 学 年
臨床薬理	0.25 単位	4～5 学 年		
地域医療Ⅱ	2.5 単位	5 学年		
病理診断			5.0 単 位	5～6 学 年
学外地域病院			5.0 単 位	5～6 学 年
緩和ケア			5.0 単 位	5～6 学 年
総合診療内科			5.0 単 位	5～6 学 年
心臓血管外科			5.0 単 位	5～6 学 年
呼吸器外科			5.0 単 位	5～6 学 年
消化器外科			5.0 単 位	5～6 学 年
乳腺科			5.0 単 位	5～6 学 年
移植外科			5.0 単 位	5～6 学 年
形成外科			5.0 単 位	5～6 学 年
小児外科			5.0 単 位	5～6 学 年
都道府県拠点病院			5.0 単	6 学年

			位
計	106.2 単位		

8 臨床医学 II 必修 7 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
臨床検査医学	1.5 単位	4 学年	必修
歯科口腔外科学	1.0 単位	3 学年	
臨床病理カンファランス	1.5 単位	4 学年	
臨床薬理学	2.0 単位	4 学年	
救急医学	1.0 単位	3 学年	
緩和ケア	0.8 単位	5 学年	
総合医療から考える高齢者医療	0.8 単位	4 学年	
計	8.6 単位		

9 臨床総括講義 必修 15 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
内科学	9.2 単位	5～6 学年	必修
(循環器内科学)	(1.2 単位)	5～6 学年	
(腎臓内科学)	(0.8 単位)	5～6 学年	
(消化器内科学)	(1.2 単位)	5～6 学年	
(呼吸器内科学)	(1.2 単位)	6 学年	
(神経内科学)	(1.2 単位)	6 学年	
(血液学)	(0.8 単位)	5～6 学年	
(内分泌代謝学)	(1.2 単位)	6 学年	
(アレルギー膠原病学)	(0.8 単位)	6 学年	
(老年医学)	(0.4 単位)	6 学年	
(災害医療)	(0.4 単位)	6 学年	
皮膚科学	0.8 単位	6 学年	
放射線医学	1.2 単位	6 学年	
精神医学	0.8 単位	6 学年	
小児科学	1.6 単位	6 学年	
外科学	3.0 単位	6 学年	
(呼吸器外科学)	(0.4 単位)	6 学年	
(心臓血管外科学)	(0.6 単位)	6 学年	
(消化器一般移植外科学)	(1.6 単位)	6 学年	
(小児外科学)	(0.2 単位)	6 学年	
(形成外科学)	(0.2 単位)	6 学年	
脳神経外科学	1.0 単位	6 学年	
整形外科学	0.8 単位	6 学年	
産科婦人科学	1.6 単位	6 学年	
泌尿器科学	0.8 単位	6 学年	
耳鼻咽喉科学	0.8 単位	6 学年	
眼科学	0.8 単位	6 学年	

麻酔科学	0.8 単位	6 学年	
臨床検査医学	0.5 単位	6 学年	
社会医学	1.0 単位	6 学年	
計	24.7 単位		

10 総合科目

授業科目	単位	対象学年	備考
セミナー	15 時間 1.0 単位	全学年	選択
2 学年セミナー	10 時間 1.0 単位	2 学年	

11 卒業に必要な単位数

必修及び選択必修科目の合計	284.0 単位以上
---------------	------------

別表第 2(第 5 条、第 11 条の 2 関係)

授業科目		単位		対象学年	
		必修	選択		
基礎科学分野	自然の成り立ち	物理学		1 単位	1～2 学年
		化学		1 単位	1～2 学年
		生物学	1 単位		1 学年
		人体科学の基礎		1 単位	1～2 学年
		医療とバイオテクノロジー		1 単位	1～2 学年
		災害学		1 単位	1～2 学年
		宇宙学		1 単位	1～2 学年
	卒業に必要な単位数	1 単位	2 単位以上		
	人間の本質の理解	哲学		1 単位	1～2 学年
		倫理学	1 単位		1 学年
		歴史学		1 単位	1～2 学年
		心理学	2 単位		2 学年
		芸術と表現		1 単位	1 学年、4 学年
		教育学		2 単位	1～2 学年
		人間関係論		1 単位	1～2 学年
		身体活動論		1 単位	1～2 学年
		保健体育		1 単位	1 学年、4 学年
		基礎英語	1 単位		1 学年
		医療英語コミュニケーション	1 単位		1 学年
		医療英語★		1 単位	2 学年、4 学年
スペイン語★			1 単位	1 学年、4 学年	

		中国語★		1 単位	1 学年、4 学年
		卒業に必要な単位数	5 単位	4 単位以上	
	生活・社会の成り立ち	社会学	1 単位		1 学年
		家族社会学	1 単位		4 学年
		法学（日本国憲法を含む）		2 単位	1 学年、4 学年
		政治と国際関係論		1 単位	1～2 学年
		経済学	1 単位		1 学年
		文化人類学		1 単位	1 学年、4 学年
		ジェンダー論		1 単位	1 学年、4 学年
		情報学		2 単位	1 学年、4 学年
		統計学	1 単位		2 学年
		統計学演習	1 単位		2 学年
		卒業に必要な単位数	5 単位	3 単位以上	
看護学分野	発達過程に共通する看護実践	基礎薬理学	1 単位		2 学年
		臨床薬理学	1 単位		2 学年
		臨床検査学	1 単位		2 学年
		病態学概論	2 単位		1 学年
		病態学各論	2 単位		2 学年
		生化学	1 単位		1 学年
		栄養学	1 単位		1 学年
		人体の構造と機能 I	2 単位		1 学年
		人体の構造と機能 II	2 単位		1 学年
		免疫学	2 単位		1 学年
		微生物学	1 単位		2 学年
		グループ・アプローチ	1 単位		2 学年

		社会福祉論	1 単位		1 学年
		保健医療福祉システム論	2 単位		1 学年
		疫学	2 単位		4 学年
		卒業に必要な単位数	22 単位		
		看護学概論	1 単位		1 学年
		実践基礎看護学概論 I	1 単位		1 学年
		実践基礎看護学概論 II	1 単位		2 学年
		実践基礎看護学概論 III	2 単位		2 学年
		ヘルスアセスメント	1 単位		1 学年
		看護技術論 I	1 単位		1 学年
		看護技術論 II	1 単位		1 学年
		看護技術論 III	1 単位		2 学年
		看護技術演習 I	1 単位		1 学年
		看護技術演習 II	1 単位		1 学年
		看護技術演習 III	1 単位		2 学年
		看護過程演習	1 単位		2 学年
		生涯発達看護論	2 単位		1 学年
		精神看護方法	2 単位		3 学年
		地域精神看護方法	1 単位		3 学年
		公衆衛生看護活動論	2 単位		3 学年
		公衆衛生看護方法論	1 単位		3 学年
		健康生活支援技術 I	1 単位		3 学年
		健康生活支援技術 II	1 単位		3 学年
		行政看護管理論	1 単位		4 学年
		地域健康危機管理論	1 単位		4 学年

			位		
		看護倫理学	2 単位	4 学年	
		看護管理学	1 単位	4 学年	
		チーム医療論	1 単位	2 学年	
		看護政策学	1 単位	4 学年	
		国際看護論	1 単位	4 学年	
		卒業に必要な単位数	31 単位		
発達過程に焦点を あてた看護実践		生涯発達看護学概論Ⅰ (周産期)	2 単位	1 学年	
		周産期実践看護学Ⅰ	1 単位	2 学年	
		周産期実践看護学Ⅱ	1 単位	2 学年	
		生涯発達看護学概論Ⅱ (小児期)	2 単位	1 学年	
		小児実践看護学Ⅰ	1 単位	2 学年	
		小児実践看護学Ⅱ	1 単位	2 学年	
		小児実践看護学Ⅲ	1 単位	3 学年	
		生涯発達看護学概論Ⅲ (成人期)	2 単位	1 学年	
		成人実践看護学Ⅰ	2 単位	2 学年	
		成人実践看護学Ⅱ	1 単位	2 学年	
		成人実践看護学Ⅲ	1 単位	2 学年	
		成人実践看護学Ⅳ	1 単位	2 学年	
		生涯発達看護学概論Ⅳ (老年期)	2 単位	1 学年	
		老年実践看護学Ⅰ	1 単位	2 学年	
		老年実践看護学Ⅱ	1 単位	2 学年	
		老年実践看護学Ⅲ	1 単位	3 学年	
		生涯発達看護学概論Ⅴ (リプロダクティブヘルス)	1 単位	4 学年	
		助産学概論*		1 単位	3 学年
		基礎助産学Ⅰ**		1 単位	4 学年

		基礎助産学Ⅱ**		1 単位	4 学年
		基礎助産学Ⅲ**		1 単位	4 学年
		実践助産学Ⅰ**		1 単位	4 学年
		実践助産学Ⅱ**		1 単位	4 学年
		実践助産学Ⅲ**		1 単位	4 学年
		実践地域助産学**		1 単位	4 学年
		助産管理学**		1 単位	4 学年
		卒業に必要な単位数	22 単位		
		対象の理解実習		1 単位	1 学年
		日常生活援助実習		2 単位	2 学年
		周産期看護実習		2 単位	3 学年
		小児期看護実習		2 単位	3 学年
		成人期継続療養看護実習		2 単位	2 学年
		成人期健康危機看護実習		2 単位	3 学年
		成人期長期療養看護実習		2 単位	3 学年
		老年臨床看護実習		2 単位	3 学年
		老年在宅看護実習		2 単位	3 学年
		精神保健看護実習		2 単位	3 学年
		公衆衛生看護実習		4 単位	3 学年
		助産学実習**		8 単位	4 学年
		卒業に必要な単位数	23 単位		
総合分野		看護基礎セミナー		1 単位	1 学年
		文献講読セミナー		1 単位	2 学年
		研究セミナー		1 単位	3 学年
		看護総合セミナー		4 単位	4 学年
		看護トピックス		1 単位	4 学年
		がん看護学		1 単位	2 学年、4 学年
		へき地の生活と看護		1 単位	1～4 学年
		多職種連携論		1 単位	4 学年

		総合実習	2 単 位		4 学年
		卒業に必要な単位数	10 単 位	1 単位 以上	
卒業に必要な単位数	119 単位以上	10 単位以上			
	129 単位以上				

\*印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者には必修となる科目

\*\*印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者だけを対象に開講され、かつ、必修となる科目

★印は、3 科目のうち 1 単位以上選択しなければならない科目

## 学則の変更の趣旨を記載した書類

### (1) 学則変更（収容定員変更）の内容

自治医科大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 20 年度から「新医師確保総合対策」に基づく 10 名の臨時定員増を、また、平成 21 年度から「緊急医師確保対策」に基づく 3 名の臨時定員増を、さらに、平成 24 年度から「新成長戦略」に基づく 10 名の臨時定員増をそれぞれ令和 3 年度まで実施した。

これら令和 3 年度を期限とする 23 名の入学定員増について、令和 4 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、令和 4 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 100 名から 123 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても令和 4 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 600 名から 623 名に変更する。

### (2) 学則変更（収容定員変更）の必要性

自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、昭和 47 年に設立され、全国の都道府県が共同して設立した学校法人によって運営されている。本学では全国の都道府県から毎年、原則 2 ないし 3 名の入学者を受け入れ、これまでに令和 2 年度卒業生を含め、4,610 名の卒業生を世に送り出し、全国の都道府県のへき地医療の向上に寄与してきたところである。

近年、へき地等における医師不足に加え、都市部においても医師の偏在が見られるなど、地域における医療の現状は、非常に厳しいものとなっており、専門領域を合わせ持つ総合診療医が必要とされている。このため、本学は、ほとんどの都道府県から入学者数を 3 名にしてほしいという要望を毎年度受けており、この要望に対応していくためには、当該 23 名の入学定員について、再度の定員増が必要である。

### (3) 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### ① 教育課程等の変更内容

平成 25 年度にカリキュラムの改定を行っているが、主な改善点として、人間教育を強化のため 1 学年で「医学概論」「思考のプロセス」を設け「総合教育」の拡充と組織的な必修化を行った。特に「思考のプロセス」では演習や実習時間を十分にとり、少人数でのグループ学習を促進し、「医学概論」では PBL 形式学習を導入している。

また、臨床医教育のニーズに対応するため、1 年次早期から「生命科学 1, 2」などによる科目での動機づけ、「総合診断学 1, 2」による PBL などによる診断学学習の強化を行い、臨床診断にかかる実践的な知識と推論技術の習得を臨床実習前に行うよう改善している。

さらに、本学の目指す地域医療学の段階的な学習の道筋を明らかにし、総合医育成教育を体系化する目的で「地域医療学」のカリキュラムを再編して充実させ、かつ総合教育、総合診断学、社会医学と適切に連動させるようにカリキュラムを改善した。

#### ② 教育方法及び履修指導方法

4年次から6年次にかけて臨床実習（74週以上）が設定されており、この中で学外の実習として5年次には各都道府県の地域医療を第一線の診療現場で体験する「CBL（地域医療院外実習）」5、6年次における学外地域一般病院（選択必修BSL）、6年次における都道府県拠点病院（選択必修）における臨床実習、学外地域病院における選択BSLなどが、多段階的に順番を追って設定されている。

また、講義における知識の習得を促進させるために、「生命科学」や「生化学」の講義終了後にWebを通じたe-learningを実施しており、一定の学習負荷を与えている。また、講義によっては、学生にリモコンを配布して双方向コミュニケーションが可能なactive learningを行っている。

このように、新カリキュラムにおいては、段階的な学習過程に学生が意欲的に取り組めるようなカリキュラム編成を心がけ、学修様式についても様々な工夫を加えてきている。

### ③ 教員組織

組織として、総合教育部門14部門、基礎医学3講座9部門、基礎・臨床医学連携部門4講座9部門、臨床医学部門15講座30部門、総合医学部門3講座、その他の部門を設置している。

適正な教員構成は、教員定数等検討部会が中心となり随時、教育、研究及び診療等の観点から検討し、バランスの調整を図っている。

また、医学部には、各講座の下に部門が設置され、講座以外に地域医療学センター等13の教育研究施設があり、専任あるいは兼任の教員が所属する。

地域医療学のカリキュラムを重視する立場から、本学における卒前・卒後教育、研究の充実及び発展を図ること、並びに本学と大学拠点病院及び関連病院との連携をより強固なものにすることを目的に、教育研究施設として「地域臨床教育センター」を設置している。現在、当センターは県内外6病院に設置されており、当該病院に在籍する医師に臨床教員を委嘱し、5～6年次の選択必修BSLの指導を委託している。今後、本学附属病院だけでは経験できない貴重な臨床教育の場として拡大を図っていく予定である。

また、平成29年4月に地域医療情報に係る研究体制等の更なる強化を図るとともに、臨床系に限らず基礎系のデータも対象とした全学的なデータ管理を行うことを目的に、教育研究施設として新たに「データサイエンスセンター」を設置し、これに伴う教員組織体制の整備を行っている。

以上、令和4年度においても、引き続き令和3年度同様の教員組織を維持することとしている。

### ④ 施設・設備の変更内容

学生数増加に対応するため、平成23年12月に医学部教育・研究棟が完成し、145名を収容する教室等が整備された。同時に本館リニューアルが行われ、実習室の整備やセキュリティ対策も完備した。リニューアルに伴い体育施設「ATLAS ARENA」を平成26年に新設した。

医学部教育・研究棟は、8階建てで、教育施設（1～4階）と、研究施設（4～8階）からなる。講堂1、大教室1～5、中教室1～3、セミナー24、実習室1～3を配置している。特

にセミナー室では、47 都道府県別会議、少数グループでのチュートリアル（3 年次に行われるカリキュラムで、8～9 人のグループに対し 1 名のチューターが指導する教育法）や OSCE（客観的臨床能力試験）等で利用している。また、各階にリフレッシュコーナーを配置し、学生の休憩スペースを確保するなど最適な教育環境を提供している。

以上、令和 4 年度以降も、引き続き令和 3 年度同様の施設・設備を確保している。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### (1) 学生の確保の見通し

##### ア 定員充足の見込み

本学は、平成 20 年度から「新医師確保総合対策」に基づく 10 名の臨時定員増を、また、平成 21 年度から「緊急医師確保対策」に基づく 3 名の臨時定員増を、さらに、平成 24 年度から「新成長戦略」に基づく 10 名の臨時定員増において、入学定員 100 名を 123 名に増員したところであるが、引き続き、この措置を令和 4 年度まで延長する。

本学は、深刻な医師不足に悩むべき地等の医療の確保と向上及び地域住民の福祉の増進を図るために、全都道府県が共同して設立した大学であり、毎年、各都道府県から 2 名ないし 3 名の入学者が決定されることとなる。

各都道府県から多くの優れた志願者を確保するため大学説明会をはじめ、様々な広報活動を実施している。(資料 1)

定員増初年度である平成 20 年度からコロナ禍の令和 3 年度まで、全国から十分な志願者数を確保できている。また、入学定員数も同様に確保できている。(資料 2)

##### イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

「資料 1」の広報活動として

大学説明会では、各都道府県と協力して、地元での大学説明会を積極的に開催し、入学試験の概要やカリキュラム、大学生活等の一般的な事項に加えて、地域医療を理解してもらうために当該都道府県の卒業生から卒業後の地域での診療活動や地域住民との交流等について説明を行っている。

オープンキャンパスでは、本学におけるオープンキャンパスを年に 2 回及び学園祭時に開催している。令和 2 年度については、Web での開催であるが、過去 5 年間の参加者の推移のとおり年々増加傾向にある。

「資料 2」の定員増初年度である平成 20 年度からの志願状況において、志願者数及び受験者数は毎年 2,000 名を超えており、その結果、各年度とも医学部入学定員 123 名に対し入学者は 123 名で定員充足率は 100%である。

#### (2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学では、多くの優れた志願者を確保するため、「オープンキャンパス」、「高校の進路指導教員大学説明会」、「高校生小論文・スピーチ動画コンテスト」、「大学説明会」を開催し、志願者、保護者及び高校教員等に本学の学生教育・学生生活の特徴、卒業生の活躍等の情報提供を行うなど様々な広報活動を実施している。

「オープンキャンパス」については、過去 5 年間の参加者数の推移は資料 1 のとおりで年々

増加している。昨年度は Web での開催であったが、2,169 名で前年度（1,878 名）から 291 名増（115.5%）となった。

また、近年では「大学説明会」に力を入れており、各都道府県と協力して、地元での大学説明会を積極的に開催し、入学試験の概要やカリキュラム、大学生活等一般的な事項に加えて、地域医療を理解してもらうために当該都道府県の卒業生から卒業後の地域での診療活動や地域住民との交流等について説明を行っている。

このように、本学への関心度は高く、資料 2 のとおり、入学定員増初年度である平成 20 年度から、志願者数及び受験者数は毎年 2,000 名を超えており、その結果、各年度とも医学部入学定員 123 名に対し入学者は 123 名で定員充足率は 100%である。

このことから、再度の定員増後も学生の確保については問題なく充足出来ると考える。

なお、今後は、今まで以上に説明会開催回数を増やすよう各都道府県に働きかけている。

## 2 人材の需要の動向等社会の要請

### (1) 人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

#### ア アドミッション・ポリシー

本学が求める学生像は、医師として社会に貢献する自覚をもち、地域医療に進んで取り組む気概のある人物で具体的には次のとおりである。

「適性」として、①コミュニケーション能力が高く、行動力がある。②高い倫理観と幅広い教養を兼ね備える。③困難に直面しても、目標に向かって努力を継続できる。

「基本的学力」として、①論理的思考力が高い。②文章や発表における表現力が高い。③医学習得に必要な能力と十分な意欲を有する。

「地域医療への意欲」として、①総合的診療能力を有する医師を目指す。②医療を通じて地域社会のリーダーを目指す。

#### イ 教育内容の概要

本学では、「総合診療能力のある医師」に求められる広範かつ高度な臨床医学の基本的能力を修得するため、全学年にわたり地域医療に関する様々な講義と実習を実施している。実践的な臨床能力を身につけるために、低年次から基礎医学・臨床医学講義を行い、4 年次からは、長期間の充実した臨床実習期間を設けている。また、医学・医療だけでなく様々な情報を客観的・批判的に取捨選択し、統合整理する能力を養うためリベラルアーツ教育の強化を図り、地域社会のリーダーとして活躍できる医師の養成を目指す。

### (2) 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

全国知事会が、令和 3 年度に各都道府県を対象に実施した「令和 4 年度の暫定的な医学部定員の増加の取扱い」についての意向調査において、医師の地域偏在が大きくへき地等における医師確保が困難であること、医師確保対策等に取り組んでいるものの医師不足が解消

されていないこと、また、本学卒業生医師が各都道府県において、地域医療提供体制に大きく貢献していること等の理由により、全都道府県から本学に対し入学定員増の要望が出されている。

なお、入学定員増に伴う配分方法については、平成 29 年度に全国知事会より通知（資料 3）されたとおり、当面、見直しは行わないこととし、引き続き現行の配分方法により医師が不足している都道府県に配分することとしている。

さらに、栃木県地域枠についても、同様の理由により延長希望の要望が提出されている。

以上のことから、本学の建学の精神に鑑み、これらの要請に応える義務と責任があると考えられる。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
	学長	永井 良三	-	医学博士	-	自治医科大学 学長 (H24. 4)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。